

長崎市子ども読書活動推進計画

平成22年3月

長崎市

「長崎市子ども読書活動推進計画」の策定に寄せて

昨今の社会経済情勢は、世界的にみると経済のグローバル化、深刻化する地球環境問題、国内に目を向けると急速に進む高齢化、少子化、人口減少など、大きな変革の時代に突入しています。また、子どもたちの周りには、テレビ、インターネット等の様々なメディアが発する情報があふれ、子どもの「活字離れ」、「読書離れ」が指摘され、子どもが自主的な読書活動が行える環境作りが求められています。

こうした中、長崎県では「第二次長崎県子ども読書活動推進計画」が平成21年2月に策定されました。本市におきましては、この計画を基本とし、また本市の状況を踏まえ、このたび「長崎市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

本計画では、図書館や、学校図書館、子どもの訪れる施設などにおいて、いつでもどこででも本と会える環境を作り、読書を通じて子どもたちが自ら学び考える力と、他者の異なる資質や言動を尊重できる人間性を高めることができるように、市民と行政が力を合わせ、協働の動き・仕組みづくりを推進していくこととしています。

最後に、本計画の策定にあたり、パブリックコメントにご意見をお寄せいただきました多くの皆様をはじめ、関係各位のご意見をいただき、策定できましたことを深く感謝申し上げます。

平成22年3月

長崎市長 田上 富久

はじめに

素晴らしい本との出会いにより、子どもたちは、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていきます。広い世界を知り、自分自身の考えを確かめたり高めたりする体験を持ちます。そしてこの体験を通し、自ら学び考える力と、他者の異なる資質や言動を尊重できる人間性を身に付けることができます。

「心の教育」の重要性が強く指摘されている今日、読書は、子どもたちが豊かな人間性を育む基盤となるものです。

この「長崎市子ども読書活動推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づいて策定された国及び県の計画を基本とし、本市の状況を踏まえた計画として策定いたしました。

今後は、この計画に沿って、行政各担当部署、関係機関・関係団体の連携を図り、子どもの読書活動推進のために積極的に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました多くの皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成22年3月

長崎市教育委員会

教育長 馬場 豊子

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 子どもの読書活動の意義	1
2 長崎市の現状と課題	1
3 施策の方向	2
4 計画の目的	3
5 計画の位置付け	3
6 計画の対象	3
7 計画の期間	3
第2章 子どもの読書活動推進の方策	4
1 体系図	4
2 重点施策	5
3 家庭・地域における子ども読書活動の推進	6
4 学校における子ども読書活動の推進	15
5 図書館における子ども読書活動の推進	18
子どもの読書活動推進に関する取組一覧表	25
子どもの発達期ごとの取組一覧表	30
子どもの読書活動の推進に関する法律	32

第1章 計画策定の趣旨

1 子どもの読書活動の意義

読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」です。（子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第2条参照）

乳・幼児にとって絵本は、読み手である大人とのコミュニケーションを成立させ、スキンシップを深めることができるものです。心にやきついで離れない絵本の一場面は、子どもの読書の第一歩として欠かせないものとなります。この読書に親しむ体験が、生涯にわたり本との関わりを持ち続けることにつながっていきます。

小学校では、少しずつ本が読めるようになり、次第にやさしい民話や童話などを楽しむようになります。読書の楽しさがわかり、本への信頼が作られる時期なので、子どもの読書に対する興味・関心を一層高め、読書習慣の定着を図ることが重要です。

中学校・高等学校では、読書の幅が広がり、主体的な読書活動の充実が期待できます。

そのため、子どもの多様な関心・興味に沿った図書、この世代特有の要求に応じて読書できるような図書の整備に努めることが望されます。

このように、読書の果たす役割は、子どもが自分の将来に夢を持ち、読解力や想像力、表現力等の生きる基礎力を養うとともに、多様な文化を理解し、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身につけ、主体的な社会参画を促すものとして大変重要なものです。

2 長崎市の現状と課題

本市では、図書センターを中心にして、公民館やふれあいセンター、その他の計55施設の図書室をオンラインネットワークで結び、市内全域で相互に貸出が出来るようにし、子どもたちの読書活動を支えてまいりました。

学校では、国・県の動向を受けて「全校一斉読書活動の推進」が一定の効果を上げつつあり、平日において読書をする児童生徒の割合が増加しています。各学校では、図書ボランティアによる献身的な協力活動が学校図書館の運営において大きな力となっています。

しかし、近年の様々な情報メディアの発達や普及、共働き家庭の増加や子どもの教育環境の変化などにより、小学生・中学生・高校生と段階が上がるにつれ読書をしなくなる傾向にあります。

保育や子育てに関連する施設に、子どもたちが読書に出会うための図書案内・情報誌や、図書が乏しい現状があり、また、学校図書館は図書の蔵書更新を図る必要があるな

ど、子どもたちが読書に親しめる機会や場などの環境の整備がまだ不十分であるといえます。

このような中で、平成 20 年 1 月に待望の市立図書館が開館しました。「こどもとしょかん」「あかちゃんコーナー」「ヤングアダルトのコーナー」など、0 歳から、年齢に応じた読書活動を支援できる体制を整え、図書館を訪れる保護者向けに読み聞かせの実演等を行い、家庭でも親子で本に親しむ環境作りに努めています。また、学校・幼稚園・ボランティア団体等に対しての団体貸出用書庫を備え、読書活動の支援を図っています。

3 施策の方向

～次代を担ういきいきとした子どもたちが育つために～

子どもたちが本との幸福な出会いをし、親しみを持ち続けるためには、乳幼児期から青少年期にかけて常に読書を促す働きかけや啓発などを行い、「子どもが読書に親しみきっかけづくり」と「読書習慣づくり」への取組が必要です。

また、子どもたちの読書時間を確保するためには、「子どもが利用しやすい身近な読書関連施設の充実」が求められ、図書館・学校図書館や各関連施設での図書及び読書活動に関する事業の充実が必要となっています。

子どもたちの読書習慣づくりや、読書関連施設の充実のためには、「子どもと本をつなぐ人」が重要であり、図書館および学校図書館で働く職員の専門的意識の定着や高揚を図ることにより、保護者の理解を促し、家庭での読書を勧める取組はもちろんのこと、子どもの読書活動に関わる人材の育成やボランティアなどに対する活動の支援、学習機会の提供などの支援体制を整備する取組が必要です。

子どもたちが自ら学び考える力と、他者の異なる資質や言動を尊重できる人間性を高めるために、図書館や学校図書館の図書を充実させ、さらに子どもが訪れる施設に本を置き、「子どもたちがいつでもどこででも本と会えるまち」を目指します。

また、家庭・地域・学校・図書館などの多様な主体が、自立しつつ、相互に連携しあって子どもの読書活動に取り組む「市民力を活かした自立と協働の仕組みづくり」を推進します。

4 計画の目的

この計画は、長崎市の子どもたちが、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高める」など多様な効果を持つ子どもの読書活動を、より一層推進することを目指し、本市における子どもの読書活動推進にあたっての基本的な方向と具体的方策を明らかにし、関連する施策に総合的かつ体系的に取り組むことを目的として策定します。

5 計画の位置付け

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づいて策定された国の基本的な計画及び長崎県の推進計画を基本とし、本市の状況を踏まえた計画として策定します。

また、本市の第三次長崎市総合計画後期基本計画をふまえ、「子どもの読書活動」を対象とする計画として策定します。

6 計画の対象

この計画の対象は、主に、0歳からおおむね18歳までの子どもとします。なお、子どもの読書活動の推進に関わる保護者をはじめ、市民ボランティア・行政関係者も対象としています。

7 計画の期間

平成22年度から平成26年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

第2章 子どもの読書活動推進の方策

1 体系図

基本的理念

子どもたち一人ひとりの独創性や豊かな感性を磨き、自ら学び考える力と、他者の異なる資質や言動を尊重できる人間性を高める

(長崎市第三次総合計画・後期基本計画より)

子どもたちに生涯にわたって学び続けるための資質や能力を育成すること

長崎市子ども読書活動推進計画

目標 子どもたちの自主的な読書活動を推進する

家庭・地域における読書活動の推進：図書ボランティアの育成と活動の活性化

学校における読書活動の推進：学校図書館図書の充実と読書活動の活性化

図書館における読書活動の推進：広報・啓発推進と他機関との連携・支援

子どもの読書活動を支える家庭・地域・学校・図書館の連携

家庭・地域

- ・健診時での保護者の啓発
- ・絵本リストの配布
- ・図書ボランティアの活動の場の提供
- ・公民館のボランティア養成講座の実施と活用促進
- ・リサイクル図書の利用促進
- ・団体貸出の利用促進
- など

連携

子どもと本をつなぐ
人づくり、
場づくり、
しくみづくり

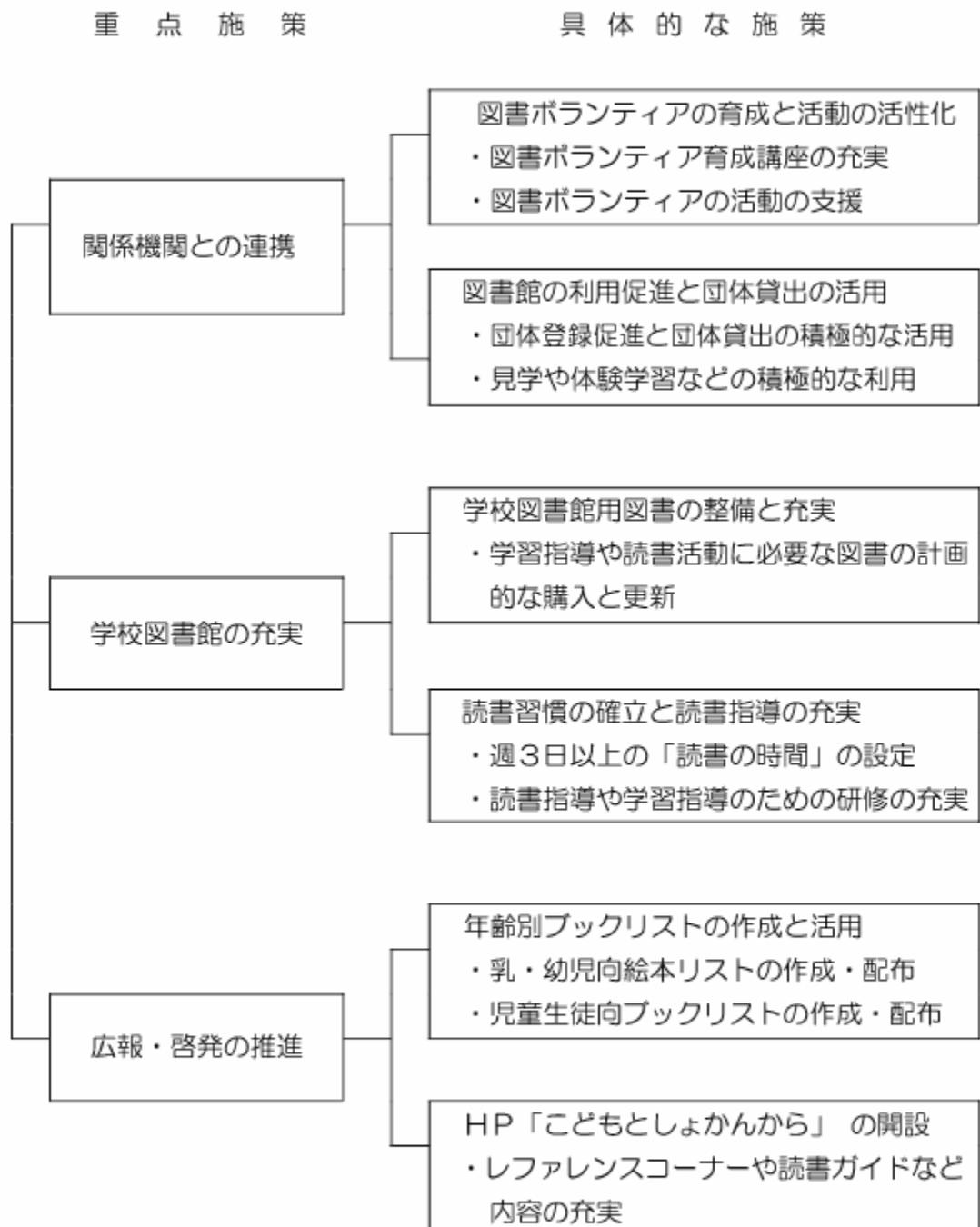
学 校

- ・図書館利用指導とレファレンスの実施
- ・生徒の職場体験学習等の実施
- ・団体貸出の利用促進
- ・司書教諭等実務研修の推進
- ・図書ボランティアの活動の場の提供

図書館

- ・子ども向けサービスの充実
- ・ボランティアの養成・活動の支援
- ・子どもの読書活動推進・啓発 など

2 重点施策



3 家庭・地域における子ども読書活動の推進

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び人生をよりよく生きる力を身につけていく上で欠くことができないものです。特に乳幼児期からの読み語り^{*1}は、生涯にわたる読書習慣の基礎となるとともに、子どもの心の健康づくりのために欠かせない親子のコミュニケーションを豊かにすることができます。

しかし、近年の様々な情報メディアの発達や普及、子どもの教育環境の変化や共働きの家庭の増加などにより、本を介した家族のふれあう時間も短くなっています。さらに、子どもの「読書離れ」が大きな問題となっています。

このようなことから、乳幼児期から読書に親しむ環境をつくることが必要となり、親子で楽しむ乳幼児の読書活動が、成長する子どもの自主的な読書活動につながっていくと考えられます。

そのために、家庭や地域の様々な場と図書館との連携を密にし、子どもが集う場に図書の環境を整備・充実させることや、乳幼児と関わる保健師や保育士等が積極的に子どもの読書活動の重要さを伝え、また、機会あるごとに、絵本の読み語りを行うように努めています。

（1）乳幼児健診や育児学級の場

《現状や課題》

乳幼児健診は、子どもの健康を確認することでその後の成長発育を促し、育児の方法などを学ぶ機会となります。この時間を利用して、保護者による読み語りの大切さの啓発を行っています。

また、乳幼児と保護者を対象とした育児学級においては、遊びを通した教室の中で、紙芝居や読み語りを行い、絵本の楽しさや保護者が読み語りを行うことの大切さを周知しています。

《施策の方向》

乳幼児健診において、家庭での読み語りの大切さの啓発を行い、図書館での行事や乳幼児向け絵本を薦めます。

読書に親しむ環境作りのため、乳幼児と関わる保健師や保育士等が積極的に子どもの読書活動の重要さを伝え、また、機会あるごとに、絵本の読み語りや、情報の提供を行うように努めています。

* 1：本の読み聞かせ、お話、昔話、子守歌、言葉遊びなど、言葉を介することにより、子どもと関わり合う活動。

【具体的な取組】

- ・健診会場に絵本を設置し、保護者が読み語りを行う場の確保
- ・保護者に対し読み語りの大切さの啓発
- ・1歳6か月健診でのチラシ配布
(読み語りの大切さの啓蒙・お勧めの絵本紹介・乳幼児向けの図書館の行事周知)
- ・図書館のリサイクル図書の活用
- ・読み語りボランティアや地域の子ども文庫などの情報提供
- ・ボランティアによる読み語り
- ・子どもの読書週間・子ども読書の日の周知
^{*2} ^{*3}
- ・図書館が発行する、絵本リストを配布

(2) 子育て支援センター

《現状や課題》

在宅で育児をしている保護者、特に母親の子育て負担感を軽減するため、「いつでも・どこでも・だれでも」自由に、そして気軽に利用できる地域に密着した「子育て支援センター」を設置しています。

子育て支援センターを運営しているそれぞれの民間団体が、絵本や紙芝居等を活用した読み語りを行うとともに、子どもの発育時期に合わせた本の紹介や図書に関する相談を実施するなど、子どもの読書活動を推進しています。

《施策の方向》

子育て支援センターの図書の充実を図るなど、乳幼児期の子どもたちが本に親しむ環境づくりに努めるとともに、保護者への図書の情報提供や読み語りの大切さについて啓発を行います。

【具体的な取組】

- ・子育て支援センターの図書及び読書環境の整備
- ・ボランティアによる読み語り実施
- ・読み語りボランティアや地域のこども文庫などの情報提供
- ・子どもの読書週間・子ども読書の日の周知
- ・図書館が発行する、絵本リストの配布

* 2 : 2000年の「子ども読書年」を機に、4月23日から5月12日の3週間に定められた。

* 3 : 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、4月23日が「子ども読書の日」と定められた。

(3) お遊び教室

《現状や課題》

在宅で育児を行っている家庭が抱える子育ての負担感の軽減を図るため、市内各地域のふれあいセンターや公民館等を利用して、民生委員児童委員、主任児童委員や母親代表者等の地域住民が中心となって、「お遊び教室」を開催しています。

この教室のなかで、保育士等が、大型絵本や紙芝居の読み語りを行い、絵本に親しむ時間を設けています。また、子どもの発育時期にあわせた本の紹介や図書に親しむよう図書館やふれあいセンター図書室等の利用案内を行っています。

《施策の方向性》

乳幼児期の子どもたちが本に親しむ機会として、絵本の読み語り等を積極的に行うとともに、保護者への図書の情報提供や読み語りの大切さの啓発に努めます。

【具体的な取組】

- ・保育士等による読み語りの実施
- ・読み語りボランティアや地域の子ども文庫などの情報提供
- ・子どもの読書週間・子ども読書の日の周知
- ・図書館が発行する、絵本リストの配布

(4) 幼稚園・保育所

【幼児教育・保育における読書の役割】

幼稚園や保育所においては、先生が絵本や物語、紙芝居を読んだりします。家庭では自分のペースに合わせて話してもらいますが、幼稚園や保育所では先生や周囲の友達に合わせて、見たり、聞いたりすることになり、家庭とは異なる雰囲気や一体感などが醸成されることがあります。

また、自分の興味のあることだけではなく、先生や友達の興味や関心にも応じていきますので、内容が幅広いものとなっていきます。このようにして、先生や友達と一緒に様々な絵本などに親しんでいく中で、幼児は新たな世界に興味や関心を広げていきます。

幼児は、絵本などで見たり、聞いたりした内容を自分の経験と結びつけながら、様々なことを想像したり、表現したりして楽しむようになります。不思議さや驚きなどの感動を感じることになります。また、悲しみや悔しさなどの気持ちに触れることにより、他人の痛みや思いを知る機会ともなります。

このように、幼児教育・保育における読み語りは、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、感情や表現する力を養うという大切な役割を担っています。

《現状や課題》

幼稚園や保育所では、先生が毎日の活動の中で、絵本の読み語りを行っていますが、児

童書への知識の習得や研修の機会が、なかなか確保できないという側面があります。

また、読書する環境については、児童書の質・量的に一層の充実が必要な施設があり、施設の面では、特に定員を超えて児童が入所している保育所では、読書する空間や児童書の置き場所などを確保するのも、なかなか難しいという現状や課題があります。

《施策の方向》

図書館から幼稚園や保育所の先生に、児童書や読み語りに係る情報提供を行うことで、それらを毎日の教育・保育活動の中で生かしていくとともに、保護者への図書の情報提供や読み語りの大切さについての啓発につなげていきます。

また、幼稚園・保育所の児童書充実の助成を行い、読書環境の確保のため、既存の社会資源である図書館や地域のボランティア、子ども文庫などを利用することで、幼稚園・保育所での読書環境の一層の充実を図るとともに、利用するにあたっての必要な情報提供を行っていきます。

【具体的な取組】

- ・なかよし絵本事業による児童書の配付
- ・市立幼稚園・保育所の児童書の充実及び読書環境の整備
- ・図書館のリサイクル図書の活用
- ・幼稚園・保育所職員による読み語りの実施
- ・図書館が発行する絵本リストの配布
- ・「こどもとしょかん」(図書館)の利用
- ・図書館が発行する子ども向け利用案内の配付
- ・図書館が発行する子ども向け機関誌の配付
- ・図書館と幼稚園・保育所職員間の連携を深める
- ・市立図書館の団体貸出の利用
- ・子どもの読書週間・子ども読書日の周知
- ・読み語りボランティアや地域の子ども文庫などの利用や情報の提供

(5) 児童館・児童センター

《現状や課題》

児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、児童の情操を豊かにすることを目的とし、満18歳に満たない児童及びその同伴者、子ども会等児童によって組織された団体等、児童の健全育成を目的として組織された団体が利用の対象になっています。

児童館・児童センターには、児童が読書をするスペースは設けていますが、図書が古く、利用しづらい状況にあります。

《施策の方向》

図書館等で不要になった図書を児童館・児童センターにリサイクルすることなど、図書の充実及び環境の改善に努めます。

【具体的な取組】

- ・児童館・児童センターの図書の充実及び読書環境の整備
- ・図書館のリサイクル図書の活用
- ・読み語りボランティアや地域の子ども文庫などの情報提供
- ・ボランティアによる読み語りの実施
- ・子どもの読書週間・子ども読書の日の周知
- ・図書館が発行する、絵本リストの配布
- ・市立図書館の団体貸出等の利用促進

(6) 放課後児童クラブ

《現状や課題》

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（概ね10歳未満、ただし4年生以上の受入も可能）に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として設置されています。その活動の中で、図書館や社会教育施設等と連携し、児童が読書に親しむ機会を提供しています。

《施策の方向》

図書館や社会教育施設等との連携を促進し、市立図書館の団体貸出等の利用を薦めたり、お勧め図書紹介や読み語りなどで児童が読書に親しむ機会をさらに充実させるよう努めます。

【具体的な取組】

- ・図書館のリサイクル図書の活用
- ・読み語りボランティアや地域の子ども文庫などの情報提供
- ・ボランティアによる読み語り実施
- ・子どもの読書週間・子ども読書の日の周知
- ・図書館が発行する、絵本リストの配布
- ・市立図書館の団体貸出等の利用促進

(7) 青少年育成協議会・子ども会

《現状や課題》

青少年育成協議会は、地域の小学校区又は中学校区で組織され、地域に住む子どもたちを地域の大人が見守り、健全に育成する役割を担っています。

また、子ども会は、主に自治会単位や学校単位で組織され、幅広い年齢層の地域の子どもたちが加入し、地域の子ども同士の交流を促進する役割を担っています。

両団体とも、地域の子どもや大人が交流を深め、お互いの繋がりを強めることを目的とし、地域に密着した活動を積極的に行ってています。

《施策の方向》

これらの活動は、子どもたちがいつでも手軽に参加できるというものであるため、今後は、地域活動の中で子どもが読書にふれ合う機会を増やすように、地域における読書活動の推進を図っていきます。

【具体的な取組】

- ・読み語りボランティア・地域の子ども文庫などの情報提供
- ・ボランティアによる読み語り実施
- ・子どもの読書週間・子ども読書の日の周知
- ・図書館が発行する、絵本リストの配布
- ・市立図書館の団体貸出等の利用促進
- ・子どもゆめ基金の紹介

(8) 公民館

①公民館での絵本の読み語り

《現状や課題》

平成 19 年度公民館で開催したお話し会は、14 公民館で 77 回開催され 1,973 人が参加しました(H18 12 館、64 回、1,965 人)。子育て期での読み語りの必要性が保護者に認められ、実施公民館数及び実施回数は増加しています。

《施策の方向》

「子育て支援」は生涯学習の現代的課題の一つであり、子育て期での読み語りは今後とも拡充に努めていきます。

【具体的な取組】

- ・読み語りの拡充

②公民館講座

《現状と課題》

平成19年度は、子どもの読書活動推進を目的とした公民館講座は実施していない現状にあります。

《施策の方向》

学校完全週5日制に伴う青少年を対象とした公民館講座の実施を今後とも拡充していく中で、子ども読書活動の推進に向けた公民館講座や子どもの読書活動推進の担い手である図書ボランティアの養成を図る公民館講座を開設していきます。（ここで言う「図書ボランティア」とは、子育て支援教室等のお話し会で読み語りをするボランティアや公民館図書室の本の整理、本の紹介等の掲示物を作成したりするボランティアです。）

【具体的な取組】

- ・子ども読書活動の推進に向けた公民館講座開設・講演会の開催
- ・図書ボランティアの養成を図る公民館講座開設

③公民館図書室の蔵書・資料の充実・環境の整備

《現状と課題》

公民館図書室の蔵書や資料については、現在市立図書館により一元的に整備されています。しかしながら、地区公民館では公民館業務と図書館業務を一人で担っており、十分な図書室運営をできているとはいえない現状にあります。

《施策の方向》

公民館図書室に従事する職員へ環境整備も含めた運営に関する研修機会を充実させ、公民館図書室の蔵書・資料の充実・環境の整備を図ります。

また、公民館図書室として、地域性を反映した蔵書・資料の充実に努めます。

【具体的な取組】

- ・職員の資質向上のための研修
- ・公民館図書室の蔵書・資料の充実
- ・市立図書館と連携し、リクエストやレファレンスの対応

(9)障害児施設

①障害児施設の図書資料の充実

《現状や課題》

長崎市には2箇所の知的障害児（通園・入所）施設があり、施設の先生方や保護者の方などから本を寄贈していただいているのが現状であり、施設での蔵書数の増加には限りがあります。

《施策の方向》

子どもたちがより多くの種類の本に触れることができるよう、図書館での幼児向けの図書について、図書館の広報誌等を施設に配布し、団体貸出の利用促進に努めます。

【具体的な取組】

- ・市立図書館の団体貸出の周知・利用促進

②障害児施設での読書活動の充実

《現状や課題》

市内2箇所の施設のうち、1施設においては読書活動に積極的に取り組んでおり、毎日朝と帰る前の時間に、職員が絵本や紙芝居などを使って読み語りを行っています。また、職員が自ら紙芝居やOHP用のスライドを作成し、子どもたちが読書に対してより興味をひくような工夫をしています。もう1つの施設においては、特別な読書活動はしていませんが、子どもたちが本を自由に読めるように、フリースペース（自由に遊ぶことができるスペース）に本を設置しているなど、読書環境の整備に力をいれています。

《施策の方向》

障害児にとって、読書は情緒の安定を図り、言語や行動パターンを学ぶため大切であることから、今後も、さらに読書活動の推進が図られるよう努めます。

【具体的な取り組み】

- ・職員による読み語り
- ・図書館の出張おはなし会の利用の周知
- ・読書環境の整備

③障害児施設での図書館利用促進

《現状や課題》

以前は図書センターからの貸出を利用されていましたが、図書センターの閉館後、現在利用が可能な公民館図書室等はあまり利用されていません。

《施策の方向》

施設に図書が不足しているため、団体貸出は、子どもたちが図書に触れる機会を増やす有効な手段です。市立図書館が開館し、図書の蔵書数も着実に増えていることから、施設に対しても、再度団体貸出の事業について周知を図り、利用促進に努めます。

また、図書館の利用案内・機関誌「障害者サービス便り」の配布、来館が困難な障害者に対して行う障害者向け郵送貸出について周知を図ります。

【具体的な取り組み】

- ・市立図書の団体貸出の周知・利用促進
- ・図書館の利用案内・「障害者サービス便り」の配布
- ・障害者向け郵送貸出の周知

4 学校における子ども読書活動の推進

【学校図書館の役割】

学校においては、従来から国語などの各教科等における学習活動を通じて、読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。

平成 19 年 6 月に改正された学校教育法の第 21 条には、目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」(第 5 号) が新たに規定されました。

さらに、子どもたちの読解力向上が課題とされる中、平成 20 年に改訂された学習指導要領においても、各教科等における言語活動を充実し、引き続き学校図書館の活用を図るとともに、学校における言語環境を整えることが必要と示されました。基礎・基本を確実に身に付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動し、よりよく問題を解決する「生きる力」の育成を目指す学校教育の推進にとって、学校図書館の果たす役割はますます重要になってくると思われます。

この「生きる力」を育む教育において、学校図書館は、児童生徒の読書活動の推進だけでなく、子どもの主体的、意欲的な学習活動の充実のために、次の二つの役割、

- ① 読書センターとしての機能を充実し、豊かな感性や情操を育てる
 - ② 学習・情報センターとしての機能を充実し、自己教育力を育成する
- を担っているといえます。

(1) 学校図書館図書資料の整備と充実

《現状や課題》

学校図書館は、知的活動を増進し想像力を育てる読書活動を支える場です。読書は、児童生徒にとって想像力や考える習慣を身に付け、豊かな感性や情操、さらには、思いやりの心を育む上で大切な営みです。そのために、児童生徒の豊かな人間形成に必要な資料を整備し、適切な読書指導と学校図書館運営の工夫を行っています。

また、学校図書館は、児童生徒が学習課題を達成するために情報を収集する力を育む場でもあります。そのために、自主的な学習に役立つ各種資料を整えるとともに、学校図書館を活用するために必要な知識、技能、態度の習得を図っています。

これまで、本市においては、国・県の動向を受けて、学校図書館用図書整備計画を立て計画的に蔵書整備を進めてきました。その結果、平成 20 年度で市立小・中学校全体の図書館の蔵書数は、国の示す図書標準冊数の 100% の充足率を達成することができました。

《施策の方向》

文部科学省の「学校図書館図書整備 5 か年計画」（平成 19 年度～23 年度）を受けて、新たに廃棄図書を更新するための「更新冊数分」の図書費を盛り込み、さらに学校間格差の是正等を考慮し、学校図書館図書資料の整備と充実の推進に努めます。

【具体的な取組】

- ・ 図書の計画的な購入と更新
- ・ 市立図書館の団体貸出の活用
- ・ 図書館のリサイクル図書の活用
- ・ 学校図書館蔵書のデータベース化

（2）児童生徒の読書習慣の確立と読書指導の充実

《現状や課題》

各学校においては、発達段階に応じて、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが大切です。そのために、国語科を中心としつつ、すべての教科等を通じて様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど多様な読書活動に取り組むこととしています。

現在、全ての小・中学校で日課の中に全校一斉読書の時間を位置づけ、読書活動の推進を図っています。

さらに、各学校において「読書に関する講話」や「全校的な読書活動」（ブックトーク、読み語り、紙芝居など）、読書に親しむ機会を設定し、主体的な読書活動を推進しています。

《施策の方向》

児童生徒にとって学校図書館を魅力あるものとするために、司書教諭や図書館担当者等が中心となり、授業等で活字に親しむ機会を多く取り入れ、学校図書館を積極的に活用する活動を工夫するなどして、学校図書館の活性化を図る必要があります。

そのために、司書教諭等を対象とした読書指導に関する研修を実施し、教職員の意識の高揚と指導力の向上を図ります。

【具体的な取組】

- ・ 週 3 日以上の全校一斉読書活動の推進
- ・ 不読者数 0% の達成と読書量の増加
- ・ 学校図書館を活用した多様な学習活動の充実
- ・ 司書教諭等を対象にした研修会の実施

* 4 : 子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介などを交えて、本への興味がわくような工夫を凝らしながら本の紹介をすること。

- ・ 12学級以上の学校への司書教諭の配置
- ・ 学校図書館司書の配置

（3）学校図書館と公立図書館等との連携・協力

《現状や課題》

図書館との連携は、一部団体貸出が行われていますが、その機能が十分に活用されているとは言えない状況です。

各学校では、地域の人材活用による開かれた学校づくりが展開され、図書ボランティアによる学校図書館への支援・協力体制が進む中、ボランティアの方の献身的な協力が学校図書館の運営において大きな力となっています。子供たちの読書活動を盛んにするためには、図書の充実と、学校図書館に人がいる体制をつくることが大切であり、気軽に相談でき、読書のおもしろさを伝えてくれる身近な図書ボランティアの存在は大きな力となっています。図書ボランティアの活動内容は、学校図書館の飾り付けや図書の修繕をはじめ、「子ども読書の日」や「読書週間」の取組などでの読み語りやブックトーク、紙芝居など、子どもたちの読書意欲を高めるための活動が多くの学校で取り組まれています。今後の効果的な連携のためには、ガイドラインの作成や活動内容の明確化などが課題です。

《施策の方向》

図書館と学校図書館が連携・協力することにより、さらに深く、広く子どもの読書活動の推進が可能になります。図書館の団体貸出を積極的に活用するための啓発活動や研修の充実に努めます。

また、児童図書に関する広範な知識や、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識及び子どもの読書指導に関する知識・技術を有する司書が、児童生徒や教職員に読み語りや本の案内、図書館の利用についてのガイダンスを行うなどの一層の連携を推進します。

【具体的な取組】

- ・ 図書館利用教育の実施
- ・ 団体貸出冊数の増加
- ・ 図書館職員による講話・技能講習会等の実施
- ・ 図書館発行リーフレット・ブックリスト等の配布

5 図書館における子ども読書活動の推進

【図書館の役割】

児童サービスは生涯学習の第一歩です。さまざまな本に出会うことで、子どもたちの可能性は広がっていきます。また、図書館に親しむ最初の機会でもあります。

市立図書館では、年間を通じて、「おはなしの会」などの各種行事の開催や、子どもの読書活動の啓発事業を実施しています。

市内全域、55の図書室とのネットワークを通じて、子どもの読書活動を推進し、家庭での親子で本に親しむ環境づくりをバックアップし、少子化時代における次世代の育成を目指します。

(1) 図書資料の整備・充実

《現状や課題》

図書館の資料は、資料収集方針に基づき、質の良い児童書を選び、また、市内全域の利用者のニーズも考慮して収集しています。児童施設や学校対象の団体貸出にも対応する資料も揃えています。

《施策の方向》

0歳から年齢に応じた質・量ともに豊富な蔵書構成を目指します。人気のある絵本や児童書は多数の同時貸出に備え、一定量の複本を用意します。

現在進行形の子どもの世界と話題・嗜好の傾向・環境・社会全体の関心事などに敏感に対応した選書・資料収集を行います。

【具体的な取組】

- ・「こどもとしょかん」(市立図書館)の児童書の充実
- ・利用者のリクエストへの対応
- ・外国語の絵本や児童書の収集・提供
- ・地域資料コーナーの図書の充実
- ・図書館の資料の修理等
- ・ヤングアダルトコーナーの図書の充実
*5
- ・障害のある子どものための図書の充実
- ・ボランティア製作の「布の絵本」の展示
*6
- ・指導者向けの児童書や子どもの読書活動に関する研究書・情報の整備、充実
- ・子どものためのレファレンスの充実
*7

* 5：中高生など「もはや自分を子どもとは思っていないのに、社会が大人と認めてくれない」年代の総称。

* 6：台紙が布で出来ていて、そこに様々な布で作った絵を縫じ付けたもの。さわって楽しむ。

* 7：何らかの情報を求めている人に対して、図書館員が情報を提供するサービス

(2) 施設の充実

《現状や課題》

「こどもとしょかん」は、児童が伸び伸びと存分に図書館を楽しめるよう独立した空間とし、直に本に触れられるよう本棚を低くしました。

「おはなしのへや」では、自由な姿勢で絵本を読んだり、児童と保護者が紙芝居の読み語りなどができます。また、「あかちゃんコーナー」「授乳室」「こども用トイレ」が設置されているので、安心して乳幼児と来館できます。

ヤングアダルトコーナーは、大人への成長段階にあることを配慮しており、一般主題別スペースの一角に空間を確保し、自己表現や交流の場ともなるようにフリーボードを設置しています。

《施策の方向》

「特集コーナー」、「赤ちゃん絵本架掲示板」での児童書の展示・紹介コーナーや「ヤングアダルトコーナーフリー ボード」の企画を充実させます。

【具体的な取組】

- ・児童書の展示・紹介コーナーの充実
- ・季節・行事・イベントのテーマに合わせたディスプレイの作成と新着図書の展示

(3) 企画・行事の充実

《現状や課題》

「おはなしのへや」で、「赤ちゃん向け」「幼児向け」「幼児・小学校向け」の、子どもの成長に合わせた読み語り「おはなし会」を実施しています。

幼児・小学生を対象にした映像資料の上映会「こども映画会」を行っています。

読書講演会を行い、講演内容に合わせた企画テーマでの展示貸出を行っています。

小・中学生や高校生、その保護者を対象に、被爆者の方による「被爆紙芝居」と「被爆体験」のおはなしを行っています。

《施策の方向》

子ども向け行事を充実させていきます。また、家族で参加できる企画も行います。

【具体的な取組】

- ・おはなしの会、「赤ちゃん向け」「幼児向け」「幼児・小学校向け」の、子どもの成長に合わせた読み語りの実施
- ・こども映画会、親子映画会、夏休みの実験・工作教室等児童行事の充実

- ・講演会や展示貸出
- ・利用者・ボランティアに向けての図書館利用者講習会
- ・「布の絵本」の企画展示

（4）広報・啓発の推進

《現状や課題》

「としょかんだより」を各公民館・ふれあいセンター等や市内公立小・中学校・幼稚園へ配布し、「広報ながさき」に行事を掲載しています。図書館ホームページは、行事・企画を掲載しています。

《施策の方向》

子ども向けの利用案内や図書館機関誌を発行し、学校等で広く配布していきます。

図書館ホームページは、子ども向けコーナーを新設し、内容の充実に努めます。

子どもだけでなく、保護者やボランティアに向けての広報を図書館機関誌やホームページにて行います。

【具体的な取組】

- ・子ども向けの図書館機関誌の発行
- ・子ども向け図書館利用案内の作成、学校等で広く配布
- ・外国語の利用案内を配布
- ・Y A通信「WAKABA」発行
- ・各種メディアでの広報（広報ながさき、週刊あじさい等）
- ・図書館ホームページに子ども向けコーナーの新設
- ・図書館ホームページに「布の絵本」の紹介
- ・インターネットによる読書相談の実施
- ・赤ちゃん向け読み語り時に、保護者へ絵本のリスト配布

（5）図書館とオンラインネットワーク図書室（公民館、ふれあいセンター等）との連携

《現状や課題》

市内全55館の公民館、ふれあいセンター等図書室とのオンラインネットワークを駆使し、蔵書の相互利用を行っています。

公民館、ふれあいセンター等図書室の配本を行い、蔵書・資料の充実と蔵書の一元管理を図っています。

《施策の方向》

各図書室からのリクエストに速やかに対応できるよう図っていきます。各図書室で対応の難しい読書相談に応えます。

図書室ネットワークが円滑に進むよう努めます。

図書室業務に携わる職員を対象に、システム操作や業務の研修会を実施します。

【具体的な取組】

- ・各図書室の児童書の充実
- ・利用者のリクエストへの対応
- ・市内図書室の資料の修理
- ・図書室担当職員の研修

(6) 障害のある子どもの読書環境の整備

《現状や課題》

市立図書館では、児童を含む障害者に対して、点字タイル・車椅子・エレベーター・多目的トイレ・対面朗読室を設置するなどして安心して図書館を利用できるよう設備を整えています。

市立図書館のホームページは、「W e b U D」がダウンロードでき、内容を音声で読み上げたり、ルビふり、文字の拡大などが出来ます。

また、来館が困難な障害者に対して、障害者向け郵送貸出(無料)を行っています。

《施策の方向》

広報紙や利用案内を作成し、障害者の利用の促進に努めます。

障害者への読み語りは、モデルケースとしての病院訪問と、図書館見学時に行う事で回数を重ね、福祉施設や盲学校への訪問などへと展開していきます。

【具体的な取組】

- ・障害者サービス（車椅子・対面朗読室など）
- ・障害者向け郵送貸出
- ・特別支援学校など、障害のある子どもへの読み語り
- ・点訳・音訳・文字での利用案内の作成
- ・「障害者サービス便り」の作成・配布

(7) 学校・幼稚園・保育所との連携

《現状や課題》

学校や幼稚園・保育所、また読書活動団体への読書支援貸出のため、1万冊以上の団体用書庫を設置しています。

出張おはなし会や、司書教諭・学校図書館ボランティアの研修依頼がありますが、対応する職員体制がまだ整っておらず、充分な対応ができていません。

図書館見学者へ対し、図書館の利用方法やマナー、読み語り、ストーリーテリングなどを行っています。
*8

《施策の方向》

小・中学校・幼稚園・保育所職員向けの図書館利用案内を作成・配布し、団体利用の周知に努めます。

学校へのレファレンス支援として、学校教材としてよく取り上げられるテーマ別にリストを作成したり、夏休みの前に市内小学校の夏休み課題の事前調査を行い、求められる資料をまとめ、子どもたちの研究を支援します。

学校・幼稚園・保育所・特別支援学校などへの出張おはなし会やブックトークは、モデル校を決めて行い、職員体制を整えてから発展させていきます。

保護者に対しても読書の必要性とお話の楽しさを伝える講座等を行います。

年齢に応じたおすすめ本のリストを作成し、学校等関連施設へ配布し情報発信していきます。

調べ学習の講座や、「調べる学習賞コンクール」
*9 の企画展示を行い、子どもたちが図書館を活用する習慣を身に付けることを目指します。

団体貸出の蔵書を整え、多くの貸出に応えられるようにします。

【具体的な取組】

- ・小・中学校・幼稚園・保育所向けの図書館利用案内を作成・配布
- ・図書館・学校図書館利用教育
- ・学校図書館および図書館を活用した調べ学習の実施
- ・学校図書館活性化に向けての助言・支援
- ・学校図書館ボランティアへの支援
- ・学習参考貸出・読書支援貸出
- ・学校へのレファレンス支援
- ・夏休み課題調査
- ・各幼稚園教諭や学校教職員との連携を深める
- ・図書館職員体験の実施
- ・「おすすめ絵本リスト」発行。幼稚園・保育所・関連施設で配布
- ・小・中学生に対し、年齢に合わせた「おすすめブックリスト」の作成、紹介

*8 : 絵本などの絵に頼らず、また補助としないで語りきかせること

*9 : 調べ学習や研究の過程でより多くの人が活用し、図書館の利用がますます活発になっていくことを目指してNPO図書館の学校が1997年から行っている。

- ・「図書館を使った“調べる”学習賞コンクール」開催
- ・出張読み語り・ブックトーク
- ・図書館で不要になった図書の公共施設へのリサイクル
- ・図書館の体験（職業体験学習・一日図書館員・図書館見学・としょかんツアーカー）

（8）他都市図書館との連携

《現状や課題》

「子どもの読書週間」、「子ども読書の日」の周知を行い、「子どもの読書週間」では、「子ども日おはなし会」などの企画行事を行っています。

県立図書館や近隣市町等図書館との相互貸借等による連携・協力をしています。

県立図書館が奨励する「県民が子どもにすすめる本200選」を紹介し、常に展示貸出できるよう、図書をそろえています。本の内容紹介などを書いたポップと一緒に展示し、コーナーの充実をはかります。

《施策の方向》

「子どもの読書週間」、「子ども読書の日」の周知徹底と企画展示などの行事を拡充していきます。

【具体的な取組】

- ・「子どもの読書週間」「子ども読書の日」等において、おはなし会等の行事や本の紹介
- ・県立図書館や近隣市町等との連携・協力としての相互貸借
- ・「県民が子どもにすすめる本200選」等の県作成の推薦図書を紹介・展示貸出

（9）司書の資質向上

《現状や課題》

司書は、児童図書をはじめとする図書資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する支援など、大切な役割を担っています。

図書館では、県が実施する実務研修会への参加や、職場内研修会を行っています。

《施策の方向》

各種研修への参加・勉強会の開催

【具体的な取組】

- ・各種研修への参加
- ・勉強会の開催

(10) ボランティア等との連携・協力・支援

《現状や課題》

図書館でのおはなし会は、現在は職員のみで行っていますが、読み語り、ストーリーテリングをしたい等の市民の要望があります。

図書館ボランティア「としょかん友の会」は20年度に発足し、図書館バックの製作・寄贈を行いました。

《施策の方向》

図書館での読み語りは、まず希望者に向けて読み語りの講習会を行い、ボランティアによるおはなし会の場を作り、子どもたちがおはなしを聞ける機会を増やすことに努めます。

おはなし会のボランティアネットワークが確立できれば、ボランティアを紹介して欲しいという外部からの要望にも応えていきます。

【具体的な取組】

- ・図書館機関誌等でボランティア活動の紹介
- ・子ども読書活動を推進している団体の活動支援
- ・読み語りボランティア・装備や修理ボランティアの育成・レベルアップ支援事業
- ・市民団体による読書関連研修への支援
- ・団体貸出の充実
- ・読書会活動などの充実のための資料提供や活動支援
- ・地域での子ども読書活動の支援
- ・読書グループの技術向上のための研修会支援
- ・ボランティアの交流の場の提供やネットワークの構築
- ・ボランティア企画行事の支援

子どもの読書活動推進に関する取組一覧表

番号	実施場所	取組み名	概要	体系番号
1	乳幼児健診・育児学級	健診会場に絵本を設置し、保護者が読み語りを行う場の確保	健診会場に絵本を設置し、保護者が読み語りを行う場を確保する	3-(1)
2		保護者に対し読み語りの大切さの啓発	保護者に対し家庭での読み語りの大切さの啓発をする	3-(1)
3		1歳6か月健診でのチラシ配布	1歳6か月健診でチラシ（読み語りの大切さの啓蒙・お勧めの絵本紹介・乳幼児向けの図書館の行事周知）を配布する	3-(1)
4		市立図書館のリサイクル図書の活用	市立図書館からのリサイクル図書を受け入れ、活用する	3-(1)
5		読み語りボランティアや地域の子ども文庫などの情報提供	読み語りボランティアや地域の子ども文庫などの情報提供を行う	3-(1)
6		ボランティアによる読み語り	ボランティアによる読み語りを行う	3-(1)
7		子どもの読書週間・子ども読書の日の周知	子どもの読書週間・子ども読書の日の周知を行う	3-(1)
8		図書館が発行する、絵本リストを配布	図書館が発行する絵本リストを配布する	3-(1)
9	子育て支援センター	子育て支援センターの図書及び読書環境の整備	子育て支援センターの図書及び読書環境の整備を行う	3-(2)
10		ボランティアによる読み語り実施	ボランティアによる読み語りを実施する	3-(2)
11		読み語りボランティアや地域の子ども文庫などの情報提供	読み語りボランティアや地域の子ども文庫などの情報提供を行う	3-(2)
12		子どもの読書週間・子ども読書の日の周知	子どもの読書週間・子ども読書の日の周知を行う	3-(2)
13		図書館が発行する、絵本リストの配布	図書館が発行する絵本リストを配布する	3-(2)
14	お遊び教室	保育士等による読み語りの実施	保育士等による読み語りを実施する	3-(3)
15		読み語りボランティアや地域の子ども文庫などの情報提供	読み語りボランティアや地域の子ども文庫などの情報提供を行う	3-(3)
16		子どもの読書週間・子ども読書の日の周知	子どもの読書週間・子ども読書の日の周知を行う	3-(3)
17		図書館が発行する、絵本リストの配布	図書館が発行する絵本リストを配布する	3-(3)
18	幼稚園・保育所	なかよし絵本事業による児童書の配付	長崎市こども基金を活用して児童書を購入し、幼稚園・保育所への配付を行う。	3-(4)
19		市立幼稚園・保育所の児童書の充実及び読書環境の整備	市立幼稚園・保育所の児童書の充実及び読書環境の整備を行う	3-(4)
20		図書館のリサイクル図書の活用	市立図書館からのリサイクル図書を受け入れ、活用する	3-(4)
21		幼稚園・保育所職員による読み語りの実施	幼稚園・保育所での読み語りを実施する	3-(4)
22		図書館が発行する絵本リストの配布	図書館が発行する絵本リストを配布する	3-(4)
23		「こどもとしょかん」（図書館）の利用	家庭に向けて「こどもとしょかん」（市立図書館）の利用促進を行う	3-(4)
24		図書館が発行する子ども向け利用案内の配付	図書館が発行する子ども向け利用案内を配付する	3-(4)
25		図書館が発行する子ども向け機関誌の配付	図書館が発行する子ども向け機関誌を配付する	3-(4)
26		図書館と幼稚園・保育所職員間の連携を深める	図書館と幼稚園・保育所職員間の連携を深める	3-(4)
27		市立図書館の団体貸出の利用	幼稚園・保育所の市立図書館の団体貸出の利用促進を行う	3-(4)
28		子どもの読書週間・子ども読書の日の周知	子ども読書週間・子ども読書の日の周知を行う	3-(4)
29		読み語りボランティアや地域の子ども文庫などの利用や情報の提供	幼稚園・保育所を通じて、家庭に向けて読み語りボランティアや地域の子ども文庫などの利用や情報の提供を行う	3-(4)

番号	実施場所	取組み名	概要	体系番号
30	児童センター・児童館	図書館のリサイクル図書の活用	図書館からのリサイクル図書を受け入れ、活用する	3-(5)
31		読み語りボランティアや地域の子ども文庫などの情報提供	読み語りボランティアや地域の子ども文庫などの情報提供を行う	3-(5)
32		ボランティアによる読み語りの実施	ボランティアによる読み語りを実施する	3-(5)
33		児童館・児童センターの図書の充実及び読書環境の整備	児童館・児童センターの図書の充実及び読書環境の整備を行う	3-(5)
34		子どもの読書週間・子ども読書の日の周知	子どもの読書週間・子ども読書の日の周知を行う	3-(5)
35		図書館が発行する、絵本リストの配布	図書館が発行する絵本リストを配布する	3-(5)
36		市立図書館の団体貸出等の利用促進	市立図書館の団体貸出等の利用促進を行う	3-(5)
37	放課後児童クラブ	図書館のリサイクル図書の活用	図書館からのリサイクル図書を受け入れ、活用する	3-(6)
38		読み語りボランティアや地域の子ども文庫などの情報提供	読み語りボランティアや、地域の子ども文庫などの情報提供を行う	3-(6)
39		ボランティアによる読み語り実施	ボランティアによる読み語りを実施する	3-(6)
40		子どもの読書週間・子ども読書の日の周知	子どもの読書週間・子ども読書の日の周知を行う	3-(6)
41		図書館が発行する、絵本リストの配布	図書館が発行する絵本リストを配布する	3-(6)
42		市立図書館の団体貸出等の利用促進	市立図書館の団体貸出等の利用促進を行う	3-(6)
43	青少年育成協議会	読み語りボランティア・地域の子ども文庫などの情報提供	読み語りボランティアや、地域の子ども文庫などの情報提供を行う	3-(7)
44		ボランティアによる読み語り実施	ボランティアによる読み語りを実施する	3-(7)
45		子どもの読書週間・子ども読書の日の周知	子どもの読書週間・子ども読書の日の周知を行う	3-(7)
46		図書館が発行する、絵本リストの配布	図書館が発行する絵本リストを配布する	3-(7)
47		市立図書館の団体貸出等の利用促進	市立図書館の団体貸出等の利用促進を行う	3-(7)
48		子どもゆめ基金の紹介	青少年教育団体に対して子どもゆめ基金の紹介を行う	3-(7)
49	公民館	読み語りの拡充	読み語り行事を実施する公民館の拡充を図る	3-(8)
50		子ども読書活動の推進に向けた公民館講座開設・講演会の開催	子ども読書活動の推進に向けた公民館講座開設・講演会の開催を行う	3-(8)
51		図書ボランティアの養成を図る公民館講座開設	図書ボランティアの養成を図る公民館講座を開設する	3-(8)
52		職員の資質向上のための研修	図書室担当職員の資質向上のために研修会に参加する	3-(8)
53		公民館図書室の蔵書・資料の充実	公民館図書室の蔵書・資料の充実を図る	3-(8)
54		市立図書館と連携し、リクエストやレファレンスの対応	市立図書館と連携し、リクエストやレファレンスの対応をする	3-(8)
55	障害児施設	市立図書館の団体貸出の周知・利用促進	市立図書館の団体貸出の周知・利用促進を行う	3-(9)
56		職員による読み語り	職員による読み語りを行う	3-(9)
57		図書館の出張おはなし会の利用の周知	図書館の出張おはなし会の利用の周知を行う	3-(9)
58		読書環境の整備	施設の読書環境を整備する	3-(9)
59		図書館の利用案内・「障害者サービス便り」配布	図書館の利用案内や「障害者サービス便り」を配布する	3-(9)
60		障害者向け郵送貸出の周知	市立図書館の障害者向け郵送貸出の周知を行う	3-(9)

番号	実施場所	取組み名	概要	体系番号
61	学校	図書の計画的な購入と更新	図書を計画的に購入し、図書の更新を行う	4-(1)
62		市立図書館の団体貸出の活用	市立図書館の団体貸出の利用促進を行う	4-(1)
63		図書館のリサイクル図書の活用	図書館からのリサイクル図書を受け入れ、活用する	4-(1)
64		学校図書館蔵書のデータベース化	学校図書館の蔵書をデータベース化し、資料の整備を行う	4-(1)
65		週3日以上の全校一斉読書活動の推進	全ての学校で週3日以上の全校一斉読書活動を行う	4-(2)
66		不読者数0%の達成と読書量の増加	不読者数0パーセントの達成と読書量の増加を図る	4-(2)
67		学校図書館を活用した多様な学習活動の充実	多様な学習活動において学校図書館を活用する	4-(2)
68		司書教諭等を対象にした研修会の実施	司書教諭等を対象にした研修会を実施する	4-(2)
69		12学級以上の学校への司書教諭の配置	12学級以上の学校への司書教諭の配置	4-(2)
70		学校司書の配置	市立小中学校に選任の司書を配置する	4-(2)
71		図書館利用教育の実施	図書館利用教育を実施する	4-(3)
72		団体貸出冊数の増加	市立図書館からの団体貸出の貸出冊数の増加を図る	4-(3)
73		図書館職員による講話・技能講習会等の実施	図書館職員による講話・技術講習会を実施する	4-(3)
74		図書館発行リーフレット・ブックリスト等の配布	図書館発行のリーフレット・ブックリスト等を配布する	4-(3)
75	図書館	「こどもとしょかん」の児童書の充実	市立図書館の児童室「子どもとしょかん」の蔵書を充実させる	5-(1)
76		利用者のリクエストへの対応	利用者からのリクエストに応える	5-(1)
77		外国語の絵本や児童書の収集・提供	外国語で書かれた絵本や児童書を充実させる	5-(1)
78		地域資料コーナーの図書の充実	「こどもとしょかん」の地域資料コーナーを充実させる	5-(1)
79		図書館の資料の修理等	市立図書館の図書の修理を行う	5-(1)
80		ヤングアダルトコーナーの図書の充実	市立図書館のヤングアダルトコーナーの蔵書を充実させる	5-(1)
81		障害のある子どものための図書の充実	点字絵本やさわる絵本などの図書を充実させる	5-(1)
82		ボランティアの製作「布の絵本」の展示	ボランティアが製作した「布の絵本」を展示する	5-(1)
83		指導者向けの児童書や子どもの読書活動に関する研究書・情報の整備、充実	指導者向けの児童書、子どもの読書活動に関する研究書を充実させ、情報の整備、充実を図る	5-(1)
84		子どものためのレファレンスの充実	子どものレファレンスに応えるために資料を充実させる	5-(1)
85		児童書の展示・紹介コーナーの充実	児童図書の展示・紹介コーナーの充実を図る	5-(2)
86		季節・行事・イベントのテーマに合わせたディスプレイの作成と新着図書の展示	季節・行事・イベントのテーマに合わせたディスプレイを作成し、新着図書の展示、紹介を行う	5-(2)
87		おはなしの会「赤ちゃん向け」「幼児向け」「幼児・小学校向け」の、子どもの成長に合わせた読み語りの実施	おはなしの会「赤ちゃん向け」「幼児向け」「幼児・小学校向け」の、子どもの成長に合わせた読み語りを実施する	5-(3)
88		「子ども映画会」「親子映画会」、夏休みの実験・工作教室等児童行事の充実	子ども向け映画会、親子向け映画会の開催や夏休みの実験・工作教室等の児童行事を充実させる	5-(3)
89		講演会・展示貸出	作家講演会、テーマ講演会開催と、関連した資料の展示及び貸出を行う	5-(3)
90		利用者・ボランティアに向けて図書館利用講習会	図書館利用者やボランティアに向けて、図書館利用の講習会を開催する	5-(3)

番号	実施場所	取組み名	概要	体系番号
91		「布の絵本」の企画展示	「布の絵本」の企画展示を行う	5-(3)
92		子ども向けの図書館機関誌の発行	子ども向けの図書館機関誌を発行し、配布する	5-(4)
93		子ども向け図書館利用案内の作成、学校等で広く配布	子ども向けの図書館利用案内を作成し、学校等へ配布する	5-(4)
94		外国語の利用案内を配布	外国語の利用案内を市立図書館で配布する	5-(4)
95		YA通信「WAKABA」発行	ヤングアダルト向け「YA通信WAKABA」を発行、配布する	5-(4)
96		各種メディアでの広報	「広報ながさき」「週刊あじさい」「ケーブルテレビ」などで広報を行う	5-(4)
97		図書館ホームページに子ども向けコーナーの新設	図書館ホームページに子ども向けコーナーを新設する	5-(4)
98		図書館ホームページに「布の絵本」の紹介	図書館ホームページに「布の絵本」の紹介コーナーを新設する	5-(4)
99		インターネットによる読書相談の実施	インターネットによる読書相談を実施する	5-(4)
100		赤ちゃん向け読み語り時に、保護者へ絵本のリスト配布	赤ちゃん向け読み語り時に、保護者に対し絵本のリストを配布する	5-(4)
101		各図書室の児童書の充実	市内図書室の児童書を充実させる	5-(5)
102		利用者のリクエストへの対応	利用者からのリクエストに応える	5-(5)
103		市内図書室の資料の修理	市立図書館で市内図書室の図書の修理を行う	5-(5)
104		図書室担当職員の研修	市立図書館が図書室担当職員の研修を行う	5-(5)
105		障害者サービス	障害者サービス（車椅子・対面朗読室など）を行う	5-(6)
106	図書館	障害者向け郵送貸出	障害者向け郵送貸出	5-(6)
107		特別支援学校など、障害のある子どもへの読み語り	特別支援学校など、障害者への読み語りを開催する	5-(6)
108		点訳・音訳・文字での利用案内の作成	点訳・音訳・文字での利用案内を作成する	5-(6)
109		「障害者サービス便り」の作成・配布	「障害者サービス便り」を作成し、配布する	5-(6)
110		小・中学校・幼稚園・保育所向けの図書館利用案内を作成・配布	小・中学校や幼稚園・保育所向けの図書館利用案内を作成し、配布する	5-(7)
111		図書館・学校図書館利用教育	図書館や学校図書館の利用の仕方やマナー等を伝える	5-(7)
112		学校図書館および市立図書館を活用した調べ学習の実施	学校図書館および市立図書館を活用した調べ学習の実施	5-(7)
113		学校図書館活性化に向けての助言・支援	学校図書館活性化に向けての助言・支援を行う	5-(7)
114		学校図書館ボランティアへの支援	学校図書館ボランティアへの助言・支援を行う	5-(7)
115		学習参考貸出・読書支援貸出	団体貸出として、学習参考貸出や読書支援貸出を行う	5-(7)
116		学校へのレファレンス支援	学校へのレファレンス支援を行う。学校教材としてよく取り上げられるテーマ別にリストを作成する	5-(7)
117		夏休み課題調査	市内小学校に対して夏休み課題の事前調査を行い、子どもたちの調査を支援する	5-(7)
118		各幼稚園教諭や学校教職員との連携を深める	各幼稚園教諭や学校教職員との連携を深める	5-(7)
119		図書館職員体験の実施	図書館職員体験を受け入れる	5-(7)
120		「おすすめ絵本リスト」発行。保育園・幼稚園・関連施設で配布	年齢に応じた「おすすめ絵本リスト」を作成し、保育園・幼稚園等の関連施設で配布する	5-(7)
121		小・中学生に対し、年齢に合わせた「おすすめブックリスト」の作成、紹介	小・中学生には、年齢に合わせた「おすすめブックリスト」を作成し、紹介する	5-(7)

番号	実施場所	取組み名	概要	体系番号
122	図書館	「図書館を使った“調べる” 学習賞コンクール」開催	「図書館を使った“調べる” 学習賞コンクール」を開催する	5-(7)
123		出張読み語り・ブックトーク	出張おはなし会で読み語りやブックトークを行う	5-(7)
124		図書館で不要になった図書の公共施設へのリサイクル	図書館で不要になった図書を公共施設でリサイクルしてもらう	5-(7)
125		図書館の体験（職業体験学習・一日図書館員・図書館見学・としょかんツアーア）	職業体験学習・一日図書館員・図書館見学・としょかんツアーアなどで図書館の体験をしてもらう	5-(7)
126		「子どもの読書週間」「子ども読書の日」等において、おはなし会等の行事や本の紹介	「子どもの読書週間」「子ども読書の日」の周知を行い、おはなし会等の行事を開催し、児童書の紹介を行う	5-(8)
127		県立図書館や近隣市町等との連携・協力としての相互貸借	県立図書館や近隣市町等との連携・協力として、相互貸借を行う	5-(8)
128		「県民が子どもにすすめる本200選」などの推薦図書紹介・展示貸出	県が作成した「県民が子どもにすすめる本200選」などの推薦図書を紹介・展示貸出する	5-(8)
129		各種研修への参加	司書の資質向上のため各種研修会へ参加する	5-(9)
130		勉強会の開催	各種勉強会を行う	5-(9)
131		図書館機関誌等でボランティア活動の紹介	図書館ボランティアの活動を図書館情報誌などで紹介する	5-(10)
132		子ども読書活動を推進している団体の活動支援	子ども読書活動を推進している団体の活動を支援する	5-(10)
133		読み語りボランティア・装備・修理ボランティアの育成・レベルアップ支援事業	読み語りボランティア・装備・修理ボランティアの育成とレベルアップ支援事業を行う	5-(10)
134		市民団体による読書関連研修への支援	市民団体による読書関連研修への支援を行う	5-(10)
135		団体貸出の充実	ボランティアへ団体貸出を行う	5-(10)
136		読書会活動などの充実のための資料提供や活動支援	読書会活動などの充実のための資料提供や活動支援を行う	5-(10)
137		地域での子ども読書活動の支援	地域での子ども読書活動を支援する	5-(10)
138		読書グループの技術向上のための研修会支援	読書グループの技術向上のための研修会を支援する	5-(10)
139		ボランティアの交流の場の提供やネットワークの構築	ボランティアの交流の場の提供やネットワークの構築に協力する	5-(10)
140		ボランティア企画行事の支援	ボランティア企画の行事の支援を行う	5-(10)

子どもの発達期ごとの取組一覧表

	地域・家庭					
	保健センター等	子育て支援センター	お遊び教室	幼稚園・保育園	児童館 児童センター	放課後児童クラブ
乳幼児期	保護者に対し読み語りの大切さの啓発 1歳6か月健診でのチラシ配布 図書館のリサイクル図書の活用 読み語りボランティアや地域の子ども文庫などの情報提供 ボランティアによる読み語り 子どもの読書週間・子ども読書の日の周知 図書館が発行する、絵本リストを配布 健診会場に絵本を設置し、保護者が読み語りを行う場の確保	子育て支援センターの図書及び読書環境の整備 ボランティアによる読み語り実施 読み語りボランティアや地域の子ども文庫などの情報提供 子どもの読書週間・子ども読書の日の周知 図書館が発行する、絵本リストの配布		なかよし絵本事業による児童書の配付 市立幼稚園・保育所の児童書の充実及び読書環境の整備 図書館のリサイクル図書の活用 幼稚園・保育所職員による読み語りの実施 図書館が発行する絵本リストの配布「こどもとよかん」(図書館)の利用 図書館が発行する子ども向け利用案内の配付 図書館が発行する子ども向け機関誌の配付 図書館と幼稚園・保育所職員間の連携を深める 市立図書館の団体貸出の利用 子どもの読書週間・子ども読書の日の周知 読み語りボランティアや地域の子ども文庫などの利用や情報の提供		
児童期 (小学生)					図書館のリサイクル図書の活用 読み語りボランティアや地域の子ども文庫などの情報提供 ボランティアによる読み語りの実施 児童館・児童センターの図書の充実及び読書環境の整備 子どもの読書週間・子ども読書の日の周知 図書館が発行する、絵本リストの配布 市立図書館の団体貸出等の利用促進	図書館のリサイクル図書の活用 読み語りボランティアや地域の子ども文庫などの情報提供 ボランティアによる読み語り実施 子どもの読書週間・子ども読書の日の周知 図書館が発行する、絵本リストの配布 市立図書館の団体貸出等の利用促進
思春期 (中学生)						
青年期 (中学卒業～18歳)						

地域・家庭			学校	図書館
青少年育成協議会 子ども会	公民館等	障害児施設		
				<p>おはなしの会「赤ちゃん向け」「幼児向け」「幼児・小学校向け」の、子どもの成長に合わせた読み語りの実施 赤ちゃん向け読み語り時に、保護者へ絵本のリスト配布 「おすすめ絵本リスト」発行。関連施設で配布 「こどもとしょかん」の児童書の充実 利用者のリクエストへの対応 外国語の絵本や児童書の収集・提供 図書館・市内図書室の資料の充実・修理等 指導者向けの児童書・子どもの読書活動に関する研究書・地域資料の整備、充実 季節・行事・イベントのテーマに合わせたディスプレイの作成と新着図書の展示・紹介コーナーの充実 子どものためのレファレンスの充実 ボランティアの製作「布の絵本」の展示 「子ども読書の日」「子ども読書週間」等において、おはなし会等の行事や本の紹介 「子ども映画会」「親子映画会」、夏休みの実験・工作教室等児童行事の充実 講演会・展示貸出 子ども向けの図書館機関誌の発行 「布の絵本」の企画展示 小中学校・幼稚園・保育所向けの図書館利用案内を作成・配布 各種メディアでの広報 図書館ホームページに子ども向けコーナーの新設 図書館ホームページに「布の絵本」の紹介 「県民が子どもにすすめる本200選」等の県発行推薦図書を紹介・展示貸出 図書館で不要になった図書の公共施設へのリサイクル 出張読み語り・ブックトーク インターネットによる読書相談の実施</p>
読み語りの拡充 子ども読書活動の推進に向けた公民館講座開設・講演会の開催 読み語りボランティア地域の子ども文庫などの情報提供 ボランティアによる読み語り実施 こともの読書週間・子ども読書日の周知 図書館が発行する、絵本リストの配布 市立図書館の団体貸出等の利用促進 子どもゆめ基金の紹介	市立図書館の団体貸出の周知・利用促進 職員による読み語り 図書館の出張おはなし会の利用の周知 読書環境の整備 図書館の利用案内・「障害者サービス便り」配布 障害者向け郵送貸出の周知	図書ボランティアの養成を図る公民館講座開設 職員の資質向上のための研修 公民館図書室の蔵書・資料の充実 市立図書館と連携し、リクエストやレファレンスの対応 読み語りボランティア地域の子ども文庫などの情報提供 ボランティアによる読み語り実施 こともの読書週間・子ども読書日の周知 図書館が発行する、絵本リストの配布 市立図書館の団体貸出等の利用促進 子どもゆめ基金の紹介	図書の計画的な購入と更新 市立図書館の団体貸出の活用 図書館リサイクル 図書の活用 学校図書館蔵書のデータベース化 週3日以上の全校一斉読書活動の推進 不読者数0%の達成と読書量の増加 学校図書館を活用した多様な学習活動の充実 司書教諭等を対象にした研修会の実施 1・2学級以上の学校への司書教諭の配置 学校司書の配置 図書館利用教育の実施 団体貸出冊数の増加 図書館職員による講話・技能講習会等の実施 図書館発行リーフレット・ブックリスト等の配布	図書館・学校図書館利用教育 学校図書館および市立図書館を活用した調べ学習の実施 学校図書館活性化に向けての助言・支援 学校図書館ボランティアへの助言・支援 学習参考貸出・読書支援貸出 学校へのレファレンス支援 夏休み課題調査 「図書館を使った“調べる”学習賞コンクール」開催 各幼稚園教諭や学校教職員との連携を深める 外国語の利用案内を配布 利用者・ボランティアに向けて図書館利用講習会 県立図書館や近隣市町等との連携・協力としての相互貸借 障害のある子どものための図書の充実 障害者向け郵送貸出 障害者への読み語り 点訳・音訳・文字での利用案内の作成 「障害者サービス便り」の作成・配布 読み語りボランティア・装飾・修理ボランティアの育成・レベルアップ支援事業 市民団体による読書関連研修への支援 読書会活動などの充実のための資料提供や活動支援 地域での子ども読書活動の支援 読書グループの技術向上のための研修会支援 ボランティアの交流の場の提供やネットワークの構築 ボランティア企画行事の支援 図書館機関誌等でボランティア活動の紹介 子ども読書活動を推進している団体の活動支援 市民団体による読書関連研修への支援 小・中学生に対し、年齢に合わせた「おすすめブックリスト」の作成、紹介 図書館の体験（職業体験学習・一日図書館員・図書館見学・しょかんツアーア） ヤングアダルトコーナーの図書の充実 YA通信「WAKABA」発行

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日公布

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする

(基本理念)

第2条 子ども（おむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置など)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

長崎市子ども読書活動推進計画

平成22年3月発行

発行 長崎市
(長崎市立図書館)
電話 095-829-4930